

税務署受付印

短縮特例承認資産の一部の資産 を取り替えた場合の届出書

整理番号	
連絡先電話番号	

平成 年 月 日 国税局長殿	提出法人	(フリガナ) 法人名等	
	単 連 体 結 法 親 人 法 人	納税地	〒 電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	印
		代表者住所	〒
		事業種目	業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	親署 子署 子署 調査課

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度	1	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
届出の事由	2	法人税法施行規則第18条第1項 第1号 該当 第2号 該当
みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のk)	3	年
短縮特例承認資産の種類及び名称	4	
参考となるべき事項	5	

添付書類	1 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し 2 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し 3 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)
------	---

税理士署名押印	印
---------	---

税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信 日付印	年月日	確認 印
------------	----	---------	----------	---------	----	-----------	-----	---------

(規格A4)

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第 57 条第 7 項・第 155 条の 6）
- 2 この届出書は、納税地の所轄税務署長を經由して所轄国税局長に 2 通提出してください。
なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「更新資産の取得をした日の属する(連結)事業年度 1」欄には、法人税法施行令第 57 条第 7 項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - (4) 「届出の事由 2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届出の事由
第 1 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第 2 号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の 10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の法定耐用年数とみなされた使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第 1 号該当の場合】

- (5) 第 1 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであること）を満たしている必要がありますので御注意ください。

【第 2 号該当の場合】

- (6) 第 2 号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。
 - イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の 10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（以下(6)において「付表」といいます。）の g の計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」（以下(6)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。）（ ）の g の計に記載した金額の 10%以下であるかどうかにより判定します。

短縮特例承認資産について、この届出によるのみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第 57 条第 7 項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の g の計に記載した金額により判定します。

- ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

具体的には、付表の k 欄の年数と短縮特例承認資産の明細書の k 欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。

【共通記載項目】

- (7) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のk欄の年数を記載してください。
- (8) 「短縮特例承認資産の種類及び名称4」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表又は平成20年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。
- (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (10) 「 」欄は、記載しないでください。

4 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- (2) 短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し
短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度（又は連結事業年度）の直前の事業年度（又は連結事業年度）において、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度（又は連結事業年度）の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付してください。
- (3) 「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)

5 留意事項

法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。